

阿倍野区マスコットキャラクター
あべのん

主な手続き窓口のご案内

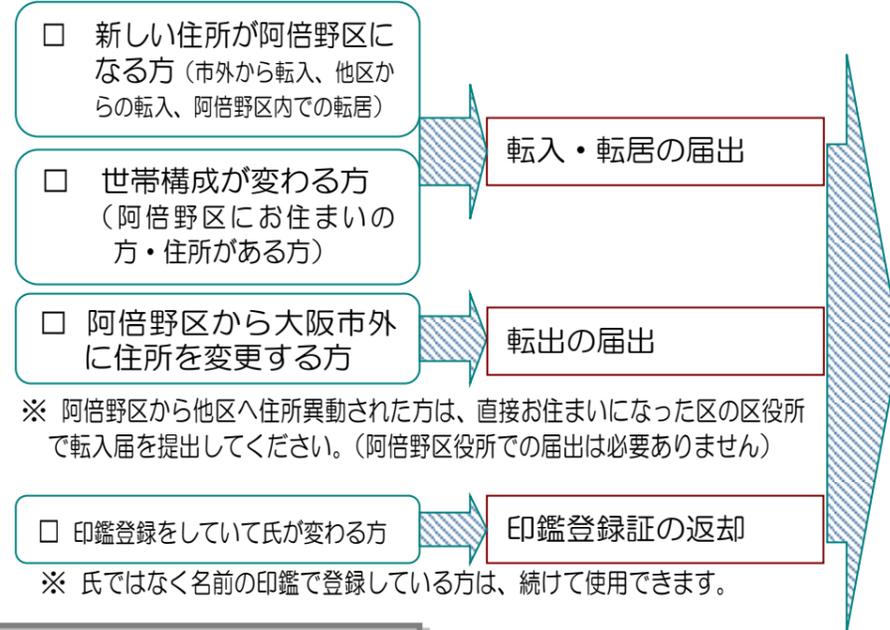
結婚した場合

阿倍野区役所（代表電話）
電話 06-6622-9986

お気軽に職員に声をおかけください

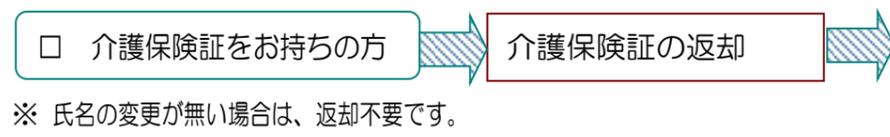
婚姻届 → **1階 10番 住民登録・戸籍担当窓口**
(6622-9961)

※ 氏が変わる方は、お住まいの役所で個人番号カードまたは通知カード（住基カードをお持ちの方は住基カードも）の氏変更の手続きをしてください。



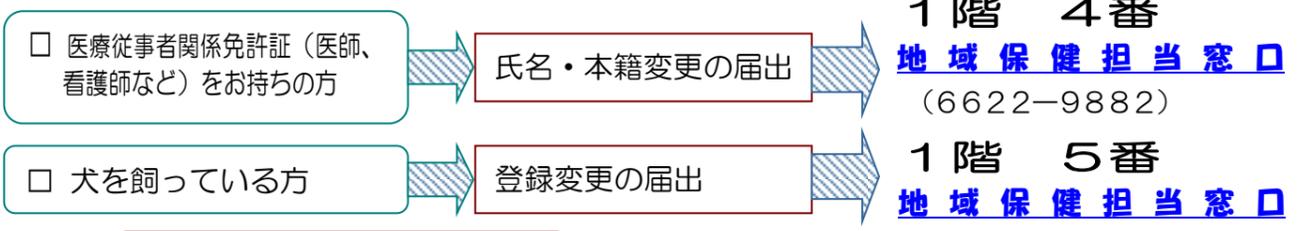
1階 10番 住民登録・戸籍担当窓口
(6622-9963)

◎ 介護保険のこと

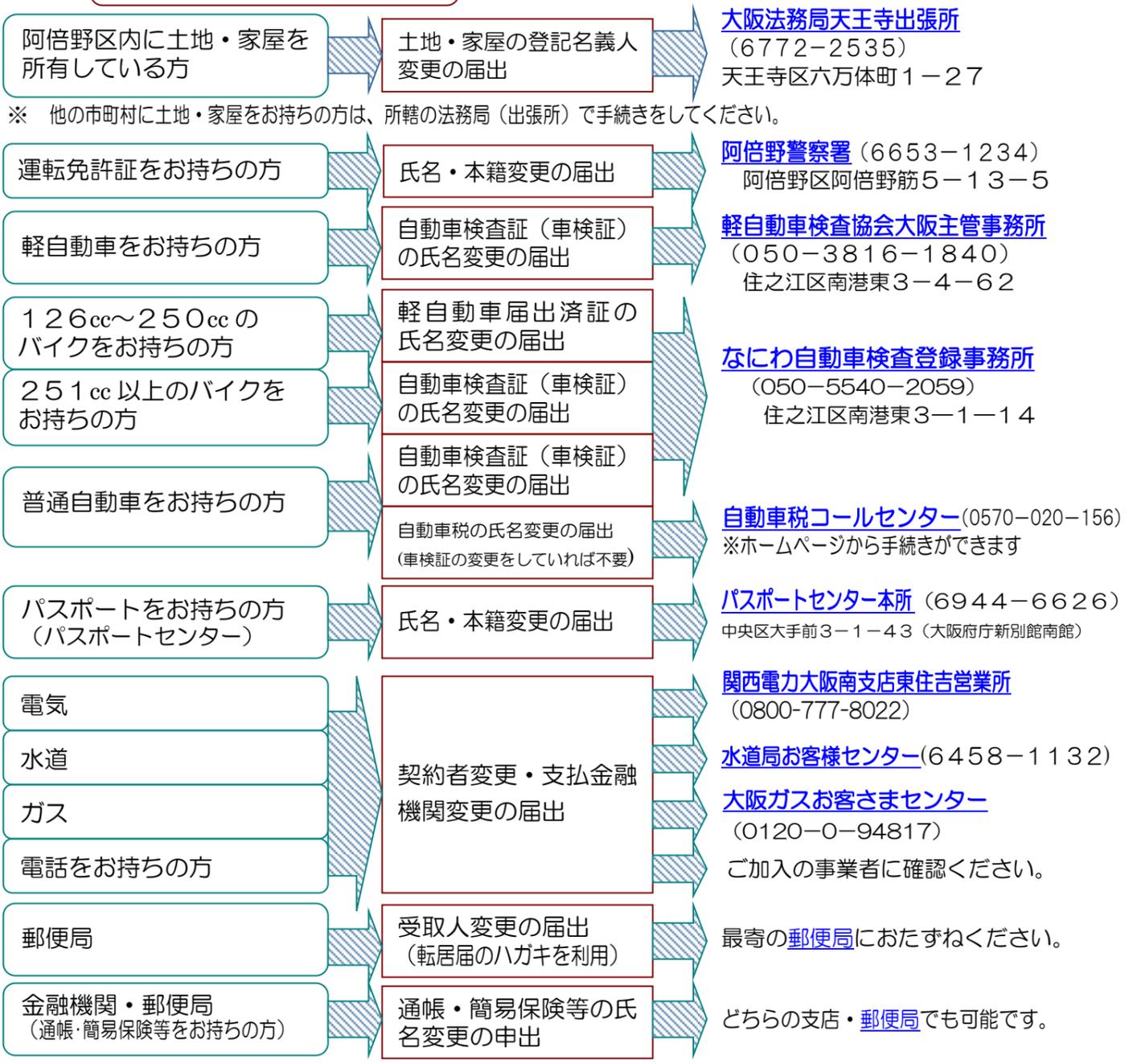


1階 6番 介護保険担当窓口
(6622-9859)

◎ その他暮らしのこと



他の行政機関・公共的機関 あらかじめ電話などで確認してください。



平成29年11月1日現在で作成したものです。窓口・電話番号や手続き方法などが変わる場合がありますので、ご了承ください。 作成：阿倍野区役所

届いていますか？「広報あべの」区民の方へ無料配付！（新聞購読されている方は申込不要）
 対象：新聞（読売・朝日・毎日・産経・日経・大阪日日）を未購読で広報紙配付を希望する方
 問合せ：2階21番窓口 総務課（区政企画） 電話：6622-9683

◎ 保険・年金のこと

国民健康保険を喪失する方
(多い事例：配偶者が加入の健康保険・共済組合の扶養家族となる場合)

脱退の届出

国民健康保険に引き続き加入する方

保険証の差し替えをご希望の場合

新たに国民健康保険に加入される方
(多い事例：親の扶養家族ではなくなり、新たに国保に加入する場合)

資格取得の届出

※この他、配偶者の方が加入している健康保険によって、手続先や手続内容が異なります。

年金の加入種別が変わる方
(多い事例：厚生年金・共済組合に加入の配偶者の扶養家族となる場合)

配偶者のお勤めの会社に届出をしてください

年金を受給している方

氏名等変更の届出

天王寺年金事務所
天王寺区悲田院町7-6
(6772-7531)

2階 24番
保険年金担当窓口
(6622-9956)

◎ 保健・福祉のこと

● 障がい・難病等のある方

身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証(精神通院医療等)をお持ちの方

氏名変更の届出

障がい福祉サービス受給者証をお持ちの方

重度障がい者医療費助成の医療証をお持ちの方

心身障がい者扶養共済制度に加入している方

特定医療費(指定難病)受給者証をお持ちの方

氏名等(場合によっては生計中心者)の変更の届出

1階 2番
福祉担当窓口
(6622-9857)

小児慢性特定疾患の医療給付を受けている方

給付内容変更の届出

こども難病医療給付、養育医療給付、自立支援医療(育成)を受けておられる方

氏名変更の届出

1階 4番
地域保健担当窓口
(6622-9882)

公害手帳をお持ちの方
 結核患者の方

● お子さまのいる方

こども医療費助成の医療証をお持ちの方

氏名変更等(場合によっては保護者変更)の届出

児童手当を受けていて、氏名のみ変わる方

氏名・口座変更の届出

※ お子さまが0歳から18歳(18歳に達した日以後における最初の3月31日まで)の場合は、こども医療費助成の申請ができます。

児童手当を受けていて、結婚により監護および生計維持者が変わる方

受給事由消滅の届出、新規認定請求

ひとり親家庭医療助成の医療証をお持ちの方

資格喪失による医療証の返還

児童扶養手当を受けている方

受給資格喪失の届出、証書の返還

特別児童扶養手当を受けていて、結婚により主たる生計維持者が変わる方

受給資格喪失の届出、証書の返還、新規認定請求

保育所に入所しているお子さまがいる方

氏名・保護者変更等の届出

3階 31番
子育て支援担当窓口
(6622-9865)

保育施設または
3階 31番
子育て支援担当窓口
(6622-9865)

◎ 税金のこと

排気量125cc以下のバイクを持っている方

軽自動車税の氏名変更の届出

阿倍野区内に土地・家屋を所有している方

固定資産税・都市計画税の納税義務者氏名変更の届出

あべの市税事務所
阿倍野区旭町1-2-7-702
あべのメディックス7階
軽自動車税担当
(4396-2954)
固定資産税担当
土地(4396-2957)
家屋(4396-2958)

※ 大阪市に住居登録がある場合は、届出の必要はありません。

※ 他の市町村に土地・家屋をお持ちの方は、それぞれの市町村の固定資産税担当課にご相談ください。

住民税(市・府民税)を納めている方

氏名変更の手続き<特に必要なし>

住民税は、原則として、1月1日現在の住民登録内容で、その登録のある市町村でかかります。

※ 住民税(市・府民税)・固定資産税の口座振替名義人の変更等を希望される方は、[船場法人市税事務所](#) 収納管理担当(4705-2931)へお問い合わせください。

住所：大阪府中央区船場中央1-4-3-203 船場センタービル3号館2階 北側